

訪問介護の共生型サービス、 身体中心で1時間未満392 単位 障害報酬と同額に

厚生労働省は5日、来年度から適用する障害福祉サービスの新たな報酬を公式サイトで公表した。

高齢者と障害者をともに受け入れる「共生型サービス」の単価も示された。介護保険の事業所が障害者を受け入れるケースと、障害福祉の事業所が高齢者を受け入れるケースの2つがあるが、これでその両方が明らかになった形だ。訪問介護の報酬やルールをまとめた。

【介護保険の訪問介護が障害福祉のサービスを提供するケース】

介護保険の訪問介護の指定を受けている事業所であれば、障害福祉のホームヘルプの運営基準をクリアしているとみなす――。現行の制度で既にそうなっている。

このため、「共生型」と明確に位置付けられる以上の変化はない。訪問介護の事業所が望めば、これまで通り障害者の支援を展開していくことが可能だ。提供できるサービスは、障害福祉のホームヘルプにあたる「居宅介護」と「重度訪問介護」。1回あたりの対価も、もともと設定されている障害報酬と同じ額とされた。今回の改定では点数が引き上げられている。

各種の加算についても、障害報酬のスキームで設定されている要件を満たせば取得できる。生活援助の担い手を育てるための新研修の修了者も人員基準の対象としてカウントできる、との考えも示された。

【障害福祉の事業所が介護保険の訪問介護を提供するケース】

障害福祉のホームヘルプ事業所が手をあげれば、4月から「共生型」として介護保険の訪問介護を提供できることになった。得られる報酬は居宅介護と重度訪問介護とで異なる。居宅介護の場合、介護保険の訪問介護と同じ点数を算定できる。一方、重度訪問介護の事業所が介護保険の訪問介護を提供した場合の単価は、本来の介護報酬の93/100となる。3級ヘルパーらは65歳までその事業所を使っていた高齢障害者しか入れないが、こちらは減算が適用されない。障害福祉の報酬・基準などを勘案してセットしたという。

介護ビジネス研究会のご案内

テーマ『未定』

※3月中旬にDMを郵送いたします。

日時:2018年3月22日(木)

13:30~16:00(受付13:15~)

会場:じゅうろくプラザ5階 小会議室①

岐阜市橋本町1-10-11

入会費:1万円

・年会費0円 ・1社2名まで参加可 ・初回参加無料

特典:①『サービス付き高齢者向け住宅開設・運営マニュアル』プレゼント!!

②ご希望の方には毎回無料個別相談を承ります。

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会

担当:小澤

〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78

TEL:0120-337-301 FAX:0575-24-5733

<http://www.nodakensetsu.co.jp>

[mail:ozawa@nodakensetsu.co.jp](mailto:ozawa@nodakensetsu.co.jp)

お問合せは
こちらまで

※尚、今後このようなご案内が不要な場合は、
FAX:0575-24-5733迄ご返信をお願い致します。

案内不要
(会社名をご記入ください)